2　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数　　量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	161,200
3	まあじ	大中型まき網漁業	87,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	223,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	513,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	55,500
		大中型まき網漁業	17,000
		いか釣り漁業	68,800
		小型するめいか釣り漁業	93,900
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,031

（注１）　指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）　まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第５の１及び２を次のように改める。

１　第４の１の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	6,600
		⑵　オホーツク海の海域	53,000
		⑶　太平洋の海域	123,000
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	2,858
		⑵　Ｂ海域	31
		⑶　Ｄ海域	505
		⑷　Ｅ海域	181

（注１）　日本海の海域とは、北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線と東経129度59分52秒の線との両線間における日本海の海域（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号。以下「法」という。）第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。オホーツク海の海域とは、東経152度59分46秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。太平洋の海域とは、東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

（注２）　Ａ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第１号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｂ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第２号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｄ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第４号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。Ｅ海域とは、特定大臣許可省令別表第１のずわいがに漁業の項規制海域の欄第５号に掲げる海域（法第２条第１項の排他的経済水域等に限る。）をいう。

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操　業　区　域	数　　量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,700
		⑵　オホーツク海の海域	52,500
		⑶　太平洋の海域	105,000
2	ずわいがに	⑴　Ａ海域	2,603
		⑵　Ｂ海域	34
		⑶　Ｄ海域	375
		⑷　Ｅ海域	19

㈱　操業区域の欄の海域は、上記１と同様とする。

第６の２の⑴、⑸及び⑺を次のように改める。

⑴　さんま

（単位：トン）

都道府県名	数　　量
北海道	28,000
岩手県	4,000

宮城県、千葉県、静岡県、三重県、和歌山県及び長崎県については、若干とする。